

国の利害に関係のある争訟等への
対応に関する関係府省庁連絡会議

令和元年7月18日

予防司法支援制度の利用促進による訴訟の的確な予防

- 国を相手とする訴訟がいったん起これば、訴訟に関係のある国民や国の機関に多大な負担
- 国民や国の利益が害されるおそれ



法的リスクを適切にコントロールし
避けられる訴訟の発生を的確に予防

予防司法支援制度

訟務局における取組

➤ 重要緊急案件への対応

- 重要で急を要する案件の相談に対し、迅速に回答

➤ 予防司法支援制度は、行政の全過程において対応

- 事前の予防 → 訴訟リスクを軽減
- 事後の予防 → 問題点をフィードバック

⇒ 行政の全過程において
法的リスクをコントロール

訟務局の情報を有効活用・予防司法支援制度の利便性向上

➤ ワークショップ

- 各テーマ毎に事例を紹介するなどしながら、留意事項を情報発信。

➤ 出前相談会

- 法曹有資格者が各省庁に赴いて相談を受け、その場で(事案によっては後日)回答

➤ News Letter

- 行政庁を対象に、重要判例等を随時情報発信